

平成26年3月

高砂市議会定例会参考資料

議員提案議案関係

目 次

ページ

高砂市議会基本条例（解説付き）	1
高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）	9
高砂市議会会議規則の比較表	11

高砂市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 議員の活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則等（第6条・第7条）
- 第4章 市長等との関係（第8条・第9条）
- 第5章 議会の機能の強化（第10条－第12条）
- 第6章 市民との関係（第13条－第16条）
- 第7章 議会改革の推進（第17条）
- 第8章 政治倫理（第18条）
- 第9章 議会事務局等（第19条・第20条）
- 第10章 補則（第21条・第22条）

附則

【条文】

前文

高砂市議会は、日本国憲法及び地方自治法に定められた二元代表制の下、議決機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と緊張ある関係を保ち、あらゆる権能を行使しながら歩んできた歴史と伝統がある。

しかしながら、地方分権の進展に伴い、従来の議会の権能の行使に加え、政策立案の機能が市議会においても求められている。

ここに、高砂市議会は、市民の負託に全力で応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

【解説】

高砂市議会は、地方分権改革における二元代表制を堅持しつつ、執行機関から自立した中で、市長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ちながら、あらゆる権能を巧みに行使し主導的に議会運営を行ってきた歴史がある。

平成13年3月に「高砂市産業廃棄物施設の設置に係る紛争の予防に関する条例」を平成23年6月に「高砂市子どもを虐待から守る条例」を議員提案にて制定し、政策立案にも取り組んできた。

高砂市議会は、伝統ある議会運営を伝承しつつ、市民福祉の向上及び市勢の発展に全力を尽くすことを目指す。

高砂市議会基本条例

【条文】

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、基本方針その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の目的は高砂市議会が「市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与する」ことを明記し、基本理念をはじめとする各事項を定めるものである。

【条文】

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、分権時代を先導する議会を目指し、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

【解説】

伝統ある議会運営を伝承し、二元代表制の下、自立した機関として、積極的に政策提言などを行い、もって真の地方自治の実現を目指すことを定めるものである。

【条文】

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 原則、議会及び委員会は、公開とし、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 議会は、議案の審議又は審査を行うほか、政策形成機能の強化に努めること。
- (3) 伝統ある議会運営を伝承しつつ、議会改革に取り組むこと。

【解説】

前条の基本理念を踏まえ、その達成のため基本方針を定めるものである。

原則、議会及び委員会は公開とし、詳細は別途（会議規則・委員会条例）定めるものである。主導性ある議会を目指す。そのために議会活動の恒常化に努

高砂市議会基本条例

め、市民の意見を聴取して政策立案に主体的に関与するものである。

【条文】

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第4条 議員は、多様な市民の意見を把握し、議会活動を通じて、市民の負託に応えるものとする。

2 議員は、日常の調査研究、研修等を通じて自らの能力と資質の向上に努めなければならない。

3 議員は、政策立案及び政策提言の能力の向上に積極的に努めなければならない。

【解説】

議員の活動の原則を定めたものである。

直接選挙で選ばれた者として、地域の課題のみならず、市民の代弁者としての期待に応えることはもとより、日々の研鑽等を通して自己の能力及び資質向上に努めなければならないとしたものである。

【条文】

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

議員は、議会活動を行うために、会派を結成することができる。政策立案や政策提言等について、合意形成するための調整に取り組むことができることを定めるものである。

【条文】

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、円滑かつ効率的な運営に努め、その役割を果たさなければならない。

2 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

3 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの所管事項又は設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

高砂市議会基本条例

【解説】

議会は、議案の審議又は審査を行うために円滑かつ効率的な運営に努め、議会の機能をしっかり発揮し、その役割を果たしていくことを定めるものである。

【条文】

（議会の説明責任）

第7条 議会は、議会活動全般に関し、市民に対して説明する責務を有する。

【解説】

議会は、市民に対して説明責任があることを定めたものである。

【条文】

第4章 市長等との関係

（市長等との関係の基本原則）

第8条 議会は、二元代表制の下で、市長と共に市民代表として各々の権限を分かちつつ、緊張ある関係を保つよう努めなければならない。

【解説】

二元代表制の下での議会と市長等との関係を定めた。

自立した機関としての役割を担い、チェック&バランスに努め、自治体の重要事項は議会の権限として捉える。

【条文】

（政策立案及び政策提言）

第9条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

【解説】

自立した機関として、主導性ある議会を目指し、政策立案に主体的に関与していくことを定めるものである。

【条文】

第5章 議会の機能の強化

（議会の機能の強化）

第10条 議会は、市長等への監視機能を常に意識し、議会の活性化に努めなければならない。

高砂市議会基本条例

【解説】

議会の権限である監視機能を十分に発揮して、議会の活性化を図る。

【条文】

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、別に条例で定めるところによる。

【解説】

議会の権能を高めるための議会の議決事項の追加事件について別に条例で定める。(高砂市議会の議決すべき事件を定める条例(平成25年高砂市条例第38号))

【条文】

(政務活動費)

第12条 会派及び会派に属さない議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

【解説】

会派及び会派に属さない議員は、その役割を果たすため、政策立案能力等の向上に努力し、政務活動費を有効に活用することを定めたもの。政務活動費に関することは別に条例で定める。(高砂市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年高砂市条例第5号))

【条文】

第6章 市民との関係

(市民の議会への参画)

第13条 議会は、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めなければならない。

(公聴会及び参考人)

第14条 議会は、委員会において、公聴会及び参考人の制度を活用し、市民の意向の把握に努めなければならない。

【解説】

議会は、これまでも市民参加型の研修会や参考人制度、公聴会等のツールを

高砂市議会基本条例

用いて市民が議会活動に参画しやすくするために努めてきた。今後も、その機会の確保に努力することを定めたものである。

【条文】

（議会報告会）

第15条 議会は、市民への報告と意見交換の場として、議会報告会を行う。
2 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】

市民への報告と意見交換の場として、議会報告会について定めるものである。実施に関しては別に定める。

【条文】

（広報機能の充実）

第16条 議会は、多様な媒体を用いて市民への情報提供に努めなければならない。

【解説】

議会は、市議会だより編集委員会を設置して定期的に「議会だより」を発行してきました。また、平成23年に本会議のインターネット録画の放映開始、平成24年には議会改革の取組内容を市のホームページに掲載しました。今後もそれらの充実やSNS等の活用も検討していく考えである。

※SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）代表的な例として、ツイッター、フェイスブックなど。

【条文】

第7章 議会改革の推進

（議会改革）

第17条 議会は、議会改革に継続的に取り組むようにしなければならない。

【解説】

平成24年3月定例会にて「議会改革検討特別委員会」を設置以来、議会が抱える多くの課題に取り組み、対策を検討し、結果を残してきたことは自負できる。

今後も新たなスタートラインに立ち継続的に取り組むものとする。

高砂市議会基本条例

【条文】

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第18条 議員は、高砂市議会議員政治倫理条例（平成5年高砂市条例第29号）を遵守しなければならない。

【解説】

市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、清廉で民主的な市政の発展に寄与することを目的とし、平成5年12月「高砂市議会議員政治倫理条例」を制定した。

本条は、その義務と責任について定めたものである。

【条文】

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第19条 議会は、政策立案及び政策提言の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

【解説】

議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うためには、議会事務局の機能及び組織体制の強化が必要であることを定めたものである。

【条文】

(議会図書室)

第20条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を管理し、その設備充実に努め、有効活用を図るものとする。

【解説】

議会は、議員の調査研究に必要な図書等の充実と有効活用を図ることを定めたものである。

高砂市議会基本条例

【条文】

第10章 補則

(他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

【解説】

この条例は、他の条例等の制定、改廃においてはこの条例との整合を図ることを定めたものである。

【条文】

(検討)

第22条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条例は、必要に応じて見直し検討の措置について定めたものである。

高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

1 改正の趣旨 平成26年度からの組織改正に伴う総務常任委員会及び建設環境経済常任委員会の所管事項及び次の一般選挙から議員の定数が21人となることに伴う委員の定数を改めるとともに、その他必要な整備を行うものである。

2 新旧対照表

現 行		改 正 案																									
(常任委員会の委員の所属、名称、委員定数及びその所管)		(常任委員会の委員の所属、名称、委員定数及びその所管)																									
第2条 略		第2条 略																									
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定数</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務常任委員会</td> <td>8人以内</td> <td>企画総務部、滞納整理推進室、財務部、消防本部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、会計室、工事検査室及び市の議会の所管に関する事項並びに他の所管に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>文教厚生常任委員会</td> <td>8人以内</td> <td>健康文化部、福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項</td> </tr> <tr> <td>建設環境経済常任委員会</td> <td>8人以内</td> <td>生活環境部、まちづくり部、下水道部、水道事業所及び農業委員会の所管に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定数	所管事項	総務常任委員会	8人以内	企画総務部、滞納整理推進室、財務部、消防本部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、会計室、工事検査室及び市の議会の所管に関する事項並びに他の所管に属さない事項	文教厚生常任委員会	8人以内	健康文化部、福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項	建設環境経済常任委員会	8人以内	生活環境部、まちづくり部、下水道部、水道事業所及び農業委員会の所管に関する事項		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定数</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務常任委員会</td> <td>7人</td> <td>企画総務部、財務部、消防本部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、会計室、工事検査室及び市の議会の所管に関する事項並びに他の所管に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>文教厚生常任委員会</td> <td>7人</td> <td>健康文化部、福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項</td> </tr> <tr> <td>建設環境経済常任委員会</td> <td>7人</td> <td>生活環境部、まちづくり部、治水対策室、下水道部、水道事業所及び農業委員会の所管に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	名称	定数	所管事項	総務常任委員会	7人	企画総務部、財務部、消防本部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、会計室、工事検査室及び市の議会の所管に関する事項並びに他の所管に属さない事項	文教厚生常任委員会	7人	健康文化部、福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項	建設環境経済常任委員会	7人	生活環境部、まちづくり部、治水対策室、下水道部、水道事業所及び農業委員会の所管に関する事項	
名称	定数	所管事項																									
総務常任委員会	8人以内	企画総務部、滞納整理推進室、財務部、消防本部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、会計室、工事検査室及び市の議会の所管に関する事項並びに他の所管に属さない事項																									
文教厚生常任委員会	8人以内	健康文化部、福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項																									
建設環境経済常任委員会	8人以内	生活環境部、まちづくり部、下水道部、水道事業所及び農業委員会の所管に関する事項																									
名称	定数	所管事項																									
総務常任委員会	7人	企画総務部、財務部、消防本部、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、会計室、工事検査室及び市の議会の所管に関する事項並びに他の所管に属さない事項																									
文教厚生常任委員会	7人	健康文化部、福祉部、教育委員会及び市民病院の所管に関する事項																									
建設環境経済常任委員会	7人	生活環境部、まちづくり部、治水対策室、下水道部、水道事業所及び農業委員会の所管に関する事項																									
(議会運営委員会の設置)		(議会運営委員会の設置)																									
第4条 略		第4条 略																									
(秘密会)		(秘密会)																									
第18条 委員長は、その議決で秘密会とすることができる。		第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。																									
2 委員会を秘密会とする登議については、討論を用いないで決める。		2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の登議については、討論を用いないで委員会に諮つて決める。																									
(記録)		(記録)																									
第28条 委員長は、職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。		第28条 委員長は、職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。																									
2 前項の記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によつて記録することができる。		2 前項の記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によつて記録することができる。																									

<p>における同項の署名については、<u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の2に規定する措置をとらなければならない。</u></p>	<p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p>
<p>3 前2項の記録は、議長が保管する。</p>	

高砂市議会会議規則の比較表

1 比較表

() は異なる部分を示す。

現	行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第13条)</p> <p>第2章 議案及び動議 (第14条—第19条)</p> <p>第3章 議事日程 (第20条—第24条)</p> <p>第4章 選挙 (第25条—第33条)</p> <p>第5章 議事 (第34条—第47条)</p> <p>第6章 秘密会 (第48条・第49条)</p> <p>第7章 発言 (第50条—第65条)</p> <p>第8章 表決 (第66条—第76条)</p> <p>第9章 会議録 (第77条—第81条)</p> <p>第10章 委員会 (第82条・第83条)</p> <p>第11章 審査 (第84条—第93条)</p> <p>第12章 発言 (第94条—第97条)</p> <p>第13章 準用規定 (第98条)</p> <p>第14章 請願 (第99条—第105条)</p> <p>第15章 辞職及び資格の決定 (第106条・第107条)</p> <p>第16章 規律 (第108条—第116条)</p> <p>第17章 懲罰 (第117条—第122条)</p> <p>第18章 議員の派遣 (第123条)</p> <p>第19章 補則 (第124条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (参集)</p> <p>第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則 (第1条—第13条)</p> <p>第2節 議案及び動議 (第14条—第19条)</p> <p>第3節 議事日程 (第20条—第24条)</p> <p>第4節 選挙 (第25条—第33条)</p> <p>第5節 議事 (第34条—第47条)</p> <p>第6節 秘密会 (第48条・第49条)</p> <p>第7節 発言 (第50条—第65条)</p> <p>第8節 表決 (第66条—第76条)</p> <p>第9節 会議録 (第77条—第81条)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則 (第82条—第86条)</p> <p>第2節 審査 (第87条—第103条)</p> <p>第3節 秘密会 (第104条・第105条)</p> <p>第4節 発言 (第106条—第116条)</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選 (第117条)</p> <p>第6節 表決 (第118条—第128条)</p> <p>第3章 請願 (第129条—第135条)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定 (第136条—第140条)</p> <p>第5章 規律 (第141条—第149条)</p> <p>第6章 懲罰 (第150条—第155条)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (第156条)</p> <p>第8章 議員の派遣 (第157条)</p> <p>第9章 補則 (第158条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 会議 第1節 総則 (参集)</p> <p>第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p>	

<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため、<u>遅参</u>、若しくは早退するとき、又は出席できないときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。この場合議長は、会議に報告する。</p> <p>(連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(議席)</p> <p>第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。</p> <p>2 一般選挙後、新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 議席には番号及び氏名標を付ける。</p> <p>(会期)</p> <p>第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。</p> <p>2 会期は、招集された日から起算する。</p> <p>(会期の延長)</p> <p>第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(議会の閉閉)</p> <p>第8条 議会の閉閉は、議長が宣告する。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>(休会)</p> <p>第10条 市の休日は、休会とする。</p> <p>2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。</p> <p>3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。</p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため、<u>遅参</u>し、若しくは早退するとき、又は出席できないときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。この場合においては、議長は、会議に報告する。</p> <p>(連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(議席)</p> <p>第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。</p> <p>2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 議席には番号及び氏名標を付ける。</p> <p>(会期)</p> <p>第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。</p> <p>2 会期は、招集された日から起算する。</p> <p>(会期の延長)</p> <p>第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(議会の閉閉)</p> <p>第8条 議会の閉閉は、議長が宣告する。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、<u>出席議員2人以上から異議があるときは</u>、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p> <p>3 会議の開始は、号鈴で報ずる。</p> <p>(休会)</p> <p>第10条 市の休日は、休会とする。</p> <p>2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。</p> <p>3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。</p>
--	--

<p>4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。 (会議の閉閉)</p> <p>第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。</p> <p>2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。 (定足数に関する措置)</p> <p>第12条 開議時刻後相当の時間を經過した場合において、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、<u>延会の措置をとることができる。</u></p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあるとき、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。</p> <p>3 会議中定足数を欠くに<u>至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。</u> (出席催告)</p> <p>第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に連絡所の届出をしたものについては、当該届出の連絡所）に文書又は口頭を<u>もつて行なう。</u> 第2章 議案及び動議 (議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、<u>法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならぬ。</u></p> <p>(一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。 (動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。 (修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならぬ。</u></p>	<p>4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。 (会議の閉閉)</p> <p>第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。</p> <p>2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。 (定足数に関する措置)</p> <p>第12条 開議時刻後相当の時間を<u>経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。</u></p> <p>2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあるとき、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。</p> <p>3 会議中定足数を欠くに<u>至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。</u> (出席催告)</p> <p>第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に連絡所の届出をした者については、当該届出の連絡所）に文書又は口頭を<u>もつて行なう。</u> 第2節 議案及び動議 (議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、<u>法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならぬ。</u></p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、<u>委員長が議長に提出しなければならぬ。</u> (一事不再議)</p> <p>第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。 (動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。 (修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を備え、<u>法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならぬ。</u></p>
---	---

<p>(先決動議の表決の順序)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いないで会議にかつて決める。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき、前項の承認を求めようとするときは、提出者全員から請求しなければならぬ。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならぬ。</p>	<p>(先決動議の表決の順序)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。</p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならぬ。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならぬ。</p>
<p>第3章 議事日程</p> <p>(日程の作成及び配布)</p> <p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(議事日程のない会議の通知)</p> <p>第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。</p>	<p>第3節 議事日程</p> <p>(日程の作成及び配布)</p> <p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p> <p>(議事日程のない会議の通知)</p> <p>第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。</p>
<p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第24条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議長から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にかつて延会することができる。</p>	<p>(延会の場合の議事日程)</p> <p>第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。</p> <p>(日程の終了及び延会)</p> <p>第24条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議長から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。</p>

第4章 選挙
(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。
(不在議員)

第26条 選挙を行なう際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。
(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。
(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。
(投票)

第29条 議員は、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。
(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。
(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。
3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。
(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。
2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。
(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期の間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。
第5章 議事
(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。
(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に

第4節 選挙
(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。
(不在議員)

第26条 選挙を行なう際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。
(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。
(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。
(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。
(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。
(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。
3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。
(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。
2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。
(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期の間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。
第5節 議事
(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。
(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討

<p>はかつて決める。 (議案等の朗読)</p> <p>第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第101条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。</p>	<p>論を用いないで会議に諮って決める。 (議案等の朗読)</p> <p>第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第131条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。</p>
<p>2 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。 (付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。</p> <p>3 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。 (修正案の説明)</p> <p>第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わつたとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>(委員長の報告等に対する質疑)</p> <p>第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができ、修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。 (討論及び表決)</p> <p>第42条 議長は、前条の質疑が終わつたときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。 (議決事件の字句及び数字等の整理)</p> <p>第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とする</p>	<p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。 (付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。</p> <p>2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。</p> <p>3 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。 (修正案の説明)</p> <p>第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わつたとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>(委員長の報告等に対する質疑)</p> <p>第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができ、修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、同様とする。 (討論及び表決)</p> <p>第42条 議長は、前条の質疑が終わつたときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。 (議決事件の字句及び数字等の整理)</p> <p>第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とする</p>
<p>はかつて決める。 (議案等の朗読)</p> <p>第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第101条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。</p>	<p>論を用いないで会議に諮って決める。 (議案等の朗読)</p> <p>第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、第131条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。</p>

<p>きは、これを議長に委任することができる。 (委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は第38条の規定にかかわらず、<u>議会</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告)</p> <p>第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。 (再付託)</p> <p>第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、<u>議会は更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。</u> (議事の継続)</p> <p>第47条 延会、中止又は休憩のため、<u>事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。</u> 第6章 秘密会 (指定者以外の者の退場)</p> <p>第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。 (秘密の保持)</p> <p>第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。</p> <p>2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。 第7章 発言 (発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。 (発言)</p> <p>第51条 発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を</p>	<p>きは、これを議長に委任することができる。 (委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は第38条の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。 (委員会の中間報告)</p> <p>第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。 (再付託)</p> <p>第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、<u>議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。</u> (議事の継続)</p> <p>第47条 延会、中止又は休憩のため、<u>事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。</u> 第6節 秘密会 (指定者以外の者の退場)</p> <p>第48条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。 (秘密の保持)</p> <p>第49条 秘密会の議事の記録は、公表しない。</p> <p>2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。 第7節 発言 (発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>一般会計予算に関する質疑は、あらかじめ議長に発言通告を行わなければならない。</u></p> <p>3 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。 (発言)</p> <p>第51条 発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を</p>		
--	---	--	--

告げ、議長の許可を得なければならぬ。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。
(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。
(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終つた後議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。
(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、課題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。
(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。
(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため、発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。
(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論

告げ、議長の許可を得なければならぬ。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。
(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。
(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。
(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。
(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。
(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため、発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。
(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論

<p>最終の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑又は討論最終の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。</p> <p>(選挙及び表決時の発言制限)</p> <p>第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p> <p>(一般質問)</p> <p>第61条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。</p> <p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならぬ。</p> <p>(緊急質問等)</p> <p>第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。</p> <p>3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなくてはならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第63条 質問については、第59条の規定を準用する。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長はその写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布にかえることができる。</p> <p>第8章 表決</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第66条 議長は、表決をとろうとするとときは、表決に付する問題を宣告する。(不在議員)</p> <p>第67条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。(条件の禁止)</p> <p>第68条 表決には、条件を付けることができない。</p>	<p>最終の動議を提出することができる。</p> <p>3 質疑又は討論最終の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(選挙及び表決時の発言制限)</p> <p>第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。</p> <p>(一般質問)</p> <p>第61条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。</p> <p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならぬ。</p> <p>(緊急質問等)</p> <p>第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。</p> <p>3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなくてはならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第63条 質問については、第59条の規定を準用する。</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p> <p>第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。</p> <p>(答弁書の配布)</p> <p>第65条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。</p> <p>第8節 表決</p> <p>(表決問題の宣告)</p> <p>第66条 議長は、表決をとろうとするとときは、表決に付する問題を宣告する。(不在議員)</p> <p>第67条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。(条件の禁止)</p> <p>第68条 表決には、条件を付けることができない。</p>
---	--

<p>(起立による表決)</p> <p>第69条 議長が表決を可とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める</p> <p>(記名投票)</p> <p>第71条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を可とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第72条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を可とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第73条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正)</p> <p>第74条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第75条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員から異議があるときは、議長は、討論</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第69条 議長が表決を可とするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名投票)</p> <p>第71条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を可とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第72条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を可とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第73条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。</p> <p>(表決の訂正)</p> <p>第74条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長</p>
--	--

を用いないで会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9章 会議録

(会議録の記載事項)

第77条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員^{の職氏名}
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更

(9) 会議に付した事件

(10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(11) 選挙の経過

(12) 議事の経過

(13) 記名投票における賛否の氏名

(14) その他議長又は議会において必要と認められた事項

2 議事は、議長が適当と認める方法によつて記録する。

(会議録の配布)

第78条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第79条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第80条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第81条 会議録の保存年限は、永年とする。

は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第77条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員^{の職氏名}
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員^の報告及び少数意見報告
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認められた事項

2 議事は、議長が適当と認める方法によつて記録する。

(会議録の配布)

第78条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第80条において同じ。)をもつて作成されている場合には、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録に掲載しない事項)

第79条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第80条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合には、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第81条 会議録の保存年限は、永年とする。

第10章 委員会

(議長への通知)

第82条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第83条 委員会は、議会の会議中は開くことができない。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第82条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席等の届出)

第83条 委員は、事故のため、遅参し、若しくは早退するとき、又は出席できないときは、その理由を付け、あらかじめ委員長に届け出なければならない。この場合においては、委員長は、会議に報告する。

(会議中の委員会の禁止)

第84条 委員会は、議会の会議中は開くことができない。

(会議の閉閉)

第85条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定数に関する措置)

第86条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

2 会議中定数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第11章 審査

第2節 審査

(議題の宣告)

第87条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第88条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第90条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明並びにこれに対する質疑、討論及び表決の順序によつて行なうこととを例とする。

第90条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行なうこととを例とする。

(先決動議の表決順序)

第91条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第92条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第93条 委員が修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならぬ。

(分科会又は小委員会)

第94条 委員会、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第95条 委員会、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第96条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならぬ。

(所管事務等の調査)

第97条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならぬ。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第98条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならぬ。

(議事の継続)

第99条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第100条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上

(委員の議案修正)

第85条 委員が修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならぬ。

(分科会又は小委員会)

第86条 委員会、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第87条 委員会、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第88条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならぬ。

(所管事務の調査)

第89条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならぬ。

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第90条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所及び目的を議長に申し出て、あらかじめ承認を得なければならぬ。

(少数意見の留保)

第91条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見については、これを少

<p>数意見として留保し、議事に報告することができる</p>	<p>上の賛成があるものは、これを少数意見として留保し、議事に報告することができる</p>
<p>(委員会報告書)</p>	<p>(議決事件の字句及び数字等の整理)</p>
<p>第92条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、委員会の経過及び結果を委員長から議長に報告しなければならない。</p>	<p>第101条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。</p>
<p>(閉会中の継続審査)</p>	<p>(委員会報告)</p>
<p>第93条 委員会は、閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p>	<p>第102条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、委員会の経過及び結果を委員長から議長に報告しなければならない。</p>
<p>第12章 発言 (発言の許可)</p>	<p>第3節 秘密会 (指定者以外の者の退場)</p>
<p>第94条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>	<p>第103条 委員会は、閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p>
<p>(委員の発言)</p>	<p>第104条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退させなければならない。</p>
<p>第95条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p>	<p>第105条 秘密会の議事の記録は、公表しない。</p>
<p>第96条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p>	<p>2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。</p>
<p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を</p>	<p>第4節 発言 (発言の許可)</p>
<p>第97条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>	<p>第106条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>
<p>(委員の発言)</p>	<p>(委員の発言)</p>
<p>第98条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p>	<p>第107条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。</p>
<p>第99条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p>	<p>(発言内容の制限)</p>
<p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を</p>	<p>第108条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p>
<p>第100条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p>	<p>2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。</p>
<p>(委員外議員の発言)</p>	<p>(委員外議員の発言)</p>

決める。

(委員長の発言討論)

第110条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第111条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第112条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第113条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第114条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第115条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第116条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第117条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

(発言の取消し又は訂正)

第97条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

- 3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならぬ。
- 4 第1項の投票を行う場合には、委員長の仕事を行つてゐる者も、投票することができる。
- 5 委員会、委員のうち異議を有する者がなるときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。
- 6 指名推選の方法を用いる場合には、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があつた者をもつて、当選人とする。
- 第6節 表決
(表決問題の宣告)
- 第118条 委員長は、表決をとらうとするときは、表決に付する問題を宣告する。
(不在委員)
- 第119条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。
(条件の禁止)
- 第120条 表決には、条件を付けることができない。
(挙手による表決)
- 第121条 委員長が表決をとらうとするときは、問題を可とする者に挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
- 2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。
(投票による表決)
- 第122条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。
- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。
(記名投票)
- 第123条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。
- (無記名投票)
- 第124条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。
- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。
(選挙規定の準用)

第125条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第31条まで及び第32条第1項の規定を準用する。
 (表決の訂正)
 第126条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。
 (簡易表決)
 第127条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。
 (表決の順序)
 第128条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も近いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。
 2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第13章 準用規定
 (会議の準用)
 第98条 委員会については、第2条、第11条、第12条、第18条、第19条、第34条、第35条、第36条、第43条、第47条、第48条、第49条、第53条、第54条第1項及び第2項、第58条、第59条、第60条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条並びに第76条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合においては、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「議場」とあるのは「会議室」とそれぞれ読みかえるものとする。
 第14章 請願
 (請願書の記載事項等)
 第99条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。
 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
 3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。
 (請願書写しの作成及び配布)

第3章 請願
 (請願書の記載事項等)

第129条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。
 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
 3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。
 4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。
 (請願文書表の作成及び配布)

<p>第100条 議長は、<u>請願書の写し</u>を作成し、議員に配布する。</p> <p>2 請願文書表には、<u>請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日</u>を記載する。</p> <p>3 請願者数人連署のものは<u>請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による案件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第101条 議長は、<u>請願書写しの配布とともに、議会において紹介者の趣旨説明のあと質疑を行い、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第102条 委員会は、<u>審査のため必要があるときは、紹介議員の説明を求め</u>ることができる。</p> <p>2 紹介議員は、<u>前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第103条 委員会は、<u>請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) 不採択すべきもの</p> <p>2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p> <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第104条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。</p> <p>2 議長は、採択と決したものはその旨を、不採択と決したものはその理由を付し、紹介議員を通じて、これを請願者に通知しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第105条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合する</p>	<p>第130条 議長は、<u>請願文書表又は請願書の写し</u>を作成し、議員に配布する。</p> <p>2 請願文書表には、<u>請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日</u>を記載する。</p> <p>3 請願者数人連署のものは<u>請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による案件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第131条 議長は、<u>請願文書表又は請願書の写しの配布とともに、議会において紹介者の趣旨説明の後、質疑を行い、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第132条 委員会は、<u>審査のため必要があるときは、紹介議員の説明を求め</u>ることができる。</p> <p>2 紹介議員は、<u>前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第133条 委員会は、<u>請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) 不採択すべきもの</p> <p>2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p> <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)</p> <p>第134条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。</p> <p>2 議長は、採択と決したものはその旨を、不採択と決したものはその理由を付し、紹介議員を通じて、これを請願者に通知しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第135条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合する</p>	<p>第100条 議長は、<u>請願書の写し</u>を作成し、議員に配布する。</p> <p>2 請願文書表には、<u>請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日</u>を記載する。</p> <p>3 請願者数人連署のものは<u>請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による案件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。</u></p> <p>(請願の委員会付託)</p> <p>第101条 議長は、<u>請願書写しの配布とともに、議会において紹介者の趣旨説明のあと質疑を行い、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第102条 委員会は、<u>審査のため必要があるときは、紹介議員の説明を求め</u>ることができる。</p> <p>2 紹介議員は、<u>前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第103条 委員会は、<u>請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) 採択すべきもの</p> <p>(2) 不採択すべきもの</p> <p>2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</p> <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> <p>第104条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。</p> <p>2 議長は、採択と決したものはその旨を、不採択と決したものはその理由を付し、紹介議員を通じて、これを請願者に通知しなければならない。</p> <p>(陳情書の処理)</p> <p>第105条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合する</p>
---	---	---

ものは、請願書の例により処理するものとする。

第15章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第106条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許可を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第107条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

ものは、請願書の例により処理するものとする。ただし、議長において会議に付す必要がないと認められるものについては、議会運営委員会で協議した上で全議員に配布するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第136条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許可を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第137条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第138条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第139条 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができる。

(決定書の交付)

第140条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第141条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

第16章 規律

(品位の尊重)

第108条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第109条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

<p>(議事妨害の禁止)</p> <p>第110条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。 (離席)</p> <p>第111条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。 (禁煙)</p> <p>第112条 何人も、議場において喫煙してはならない。 (新聞紙等の閲読禁止)</p> <p>第113条 何人も、会議中は、参考のためにするものほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。 (資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第114条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (許可のない登壇の禁止)</p> <p>第115条 何人も議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。 (議長の秩序保持権)</p> <p>第116条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要であると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。 第17章 懲罰 (懲罰動議の提出)</p> <p>第117条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。 (懲罰動議の審査)</p> <p>第118条 懲罰の動議が提出されたときは、議長はすみやかに会議に付し、討論を用いないで会議にはかり、委員会に付託するかどうかを決めなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定により委員会に付託しないと議決したときは、懲罰の動議は否決されたものとみなす。 (戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第119条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行なうものとする。 (出席停止の期間)</p>	<p>(議事妨害の禁止)</p> <p>第143条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。 (離席)</p> <p>第144条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。 (禁煙)</p> <p>第145条 何人も、議場において喫煙してはならない。 (新聞紙等の閲読禁止)</p> <p>第146条 何人も、会議中は、参考のためにするものほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。 (資料等印刷物の配布許可)</p> <p>第147条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。 (許可のない登壇の禁止)</p> <p>第148条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。 (議長の秩序保持権)</p> <p>第149条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要であると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。 第6章 懲罰 (懲罰動議の提出)</p> <p>第150条 懲罰の動議は、文書をもつて所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条第2項又は第105条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。 (懲罰動議の審査)</p> <p>第151条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができる。</p> <p>(戒告又は陳謝の方法)</p> <p>第152条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行なうものとする。 (出席停止の期間)</p> <p>第153条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯</p>
--	--

第120条 出席停止は、5日をこえることができず。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第121条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第122条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第154条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第155条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第156条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第157条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第158条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

別表 (第156条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
----	----	-----	------

全員協議会	市政に関する重要事項 に関し協議又は調整を行う。	全議員	議長
正副議長及び 議会運営委員会 正副委員長 調整会	議案の審査又は議会の 運営に関し協議又は 調整を行う。	議長、副議長、 議会運営委員会 委員長及び議会 運営委員会副委 員長	議長
委員長会議	委員会間での意見調 整その他議会の運営 上必要と認める事項 について協議又は調 整を行う。	議長、副議長、 各委員長及び各 副委員長	議長
市議会だより 編集委員会	議会広報誌の編集及 び発行に関し協議又 は調整を行う。	各会派から選出 された議員	市議会だより 編集委員会委 員長(委員長が 選任されるま では議長)